

## 障害者雇用支援センターについて

### 1 趣旨

職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者に対して、職業準備訓練から就職・職場定着に至るまでの相談、援助を一貫して行い、就職が特に困難な障害者の雇用の促進を図る。

### 2 支援対象者

- 職務遂行能力の程度から、長期間の職業準備訓練が必要な者
- 職業生活面での課題が多く、作業指導とあわせて生活面の指導が相当必要な者等

### 3 事業内容

- (1) 職業準備訓練の実施（原則 1 年、最長 2 年）
- (2) 就職後の通勤援助、職場定着指導
- (3) 事業所に対する支援対象障害者の雇用管理に係る助言

### 4 設置箇所数

14 センター

（北海道、茨城、埼玉、東京、長野、静岡、愛知、滋賀、大阪、兵庫、広島、福岡、熊本、宮崎）

### 5 運営費補助

障害者雇用支援センター助成金（運営費の 3 / 4）

### 6 運営主体

都道府県知事が指定する民法法人

# 障害者雇用支援センター一覧（計14箇所）

平成18年7月現在

都道府県	センター名	指定法人名	所在地	指定地域	定員	入所時期	指定	事業開始
北海道	美唄地域 障害者雇用支援センター	(社)美唄地域人材開発センター—運営協会	美唄市	10市15町 (人口約33万人)	10人	随時	平成10年5月	平成10年6月
茨城	茨城県南部 障害者雇用支援センター	(社)茨城県雇用開発協会	土浦市	6市2町1村 (人口約74万人)	20人	随時	平成10年4月	平成11年9月
埼玉	埼玉県西部地域 障害者雇用支援センター	(社)埼玉県雇用開発協会	川越市	8市 (人口約128万人)	30人	随時	平成7年4月	平成7年9月
東京	杉並区 障害者雇用支援センター	(財)杉並区障害者雇用支援事業団	杉並区	1区 (人口約52万人)	10人	随時	平成10年10月	平成10年10月
長野	長野県松本 障害者雇用支援センター	(社)長野県雇用開発協会	松本市	3市1町5村 (人口約43万人)	20人	随時	平成8年9月	平成10年4月
静岡	静岡県西部地域 障害者雇用支援センター	(社)静岡県障害者雇用促進協会	浜松市	2市1町 (人口約95万人)	20人	随時	平成12年11月	平成13年12月
愛知	名古屋市 障害者雇用支援センター	(社)愛知県セルプセンター	名古屋市	1市 (人口約220万人)	30人	4月,10月, 1月,2月	平成9年12月	平成11年4月
滋賀	滋賀県 障害者雇用支援センター	(財)滋賀県障害者雇用支援センター	草津市	5市 (人口約62万人)	20人	随時	平成6年12月	平成7年1月
大阪	箕面市 障害者雇用支援センター	(財)箕面市障害者事業団	箕面市	2市1町 (人口約25万人)	15人	随時	平成8年3月	平成8年7月
兵庫	姫路市 障害者雇用支援センター	(財)姫路市障害者職業自立センター	姫路市	1市 (人口約54万人)	20人	随時	平成9年4月	平成9年10月
広島	広島地域 障害者雇用支援センター	(社)広島県手をつなぐ育成会	広島市	2市4町 (人口約135万人)	30人	随時	平成9年4月	平成9年7月
福岡	福岡県 障害者雇用支援センター	(社)福岡県障害者雇用促進協会	久留米市	5市3町 (人口約47万人)	20人	4月	平成7年11月	平成8年4月
熊本	熊本 障害者雇用支援センター	(社)熊本県高齢・障害者雇用支援協会	合志市	3市4町1村 (人口約81万人)	20人	随時	平成6年11月	平成7年4月
宮崎	宮崎 障害者雇用支援センター	(社)宮崎県障害者雇用促進協会	宮崎市	1市 (人口約36万人)	15人	随時	平成8年3月	平成8年7月

※ 職員：指導員のほか、所長及び事務員各1名。嘱託医を除く。

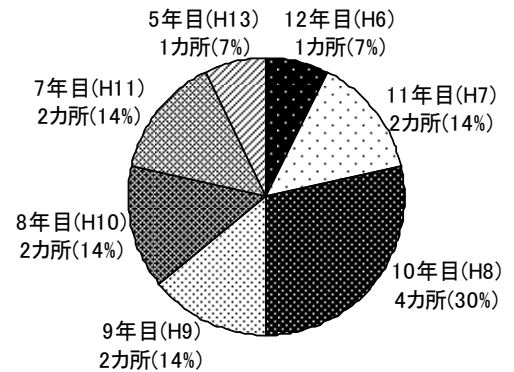
障害者雇用支援センターの業務実施状況  
 — 平成17年度における取組（計14センター） —

I センターの設置状況、運営体制

1 設置状況

(1) センター運営経過年数の分布

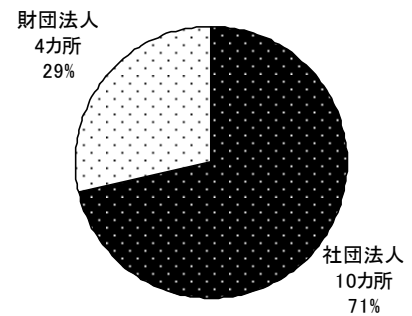
平成6年度に制度が創設され、1カ所目がスタート。  
 平成13年度までの8年間に、全国で14カ所を設置。



(2) センターを運営している法人の種類

障害者雇用支援センターとして指定を受けられるのは公益法人とされているが、社団法人が10カ所、財団法人が4カ所となっている。

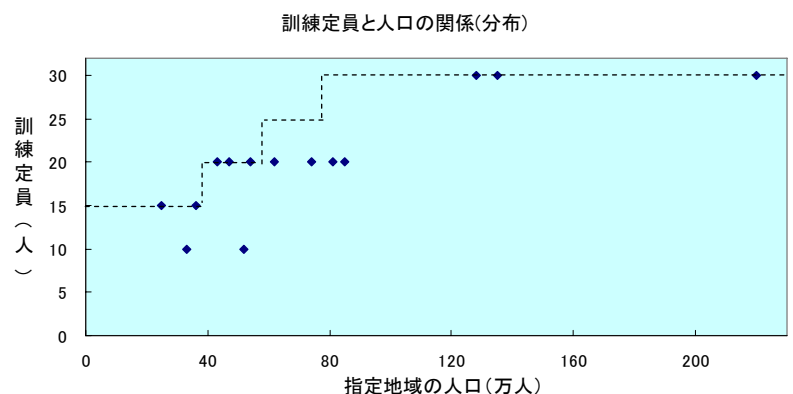
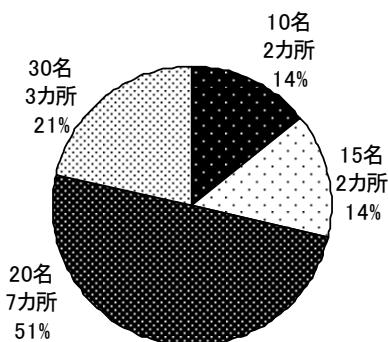
また、各都道府県の障害者雇用促進協会等が運営しているセンターは7カ所となっている。



(3) 訓練定員の分布

訓練定員は、10名、15名、20名、30名の4パターンとなっており、なかでも20名定員が7カ所と全体の半分を占めている。

14センター全体の訓練定員は計280人。



注) 点線は、助成金の支給対象となる訓練定員の上限を示す

#### (4) 訓練の入所時期の設定状況

訓練の入所時期については、ほとんどのセンター（12カ所）が随時入所としている。そのほか、年1回（4月入所）、年4回（4月、10月、1月、2月）としているところが1カ所ずつ。

## 2 運営体制

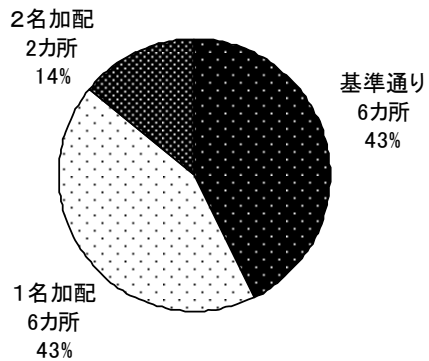
センターでは、次のとおり職員体制の配置基準が設定されており、当該基準どおりに配置しているセンターが6カ所、基準以上に指導員等（他の業務との兼務を含む）を配置しているセンターは8カ所で、各センターとも1～2人を加配している。

### 配置基準

- ・ 所長：1人
- ・ 指導員：訓練定員5人につき1人
- ・ 事務員：1人
- ・ 嘱託医：1人

### ※ 指導員の配置基準

訓練定員	10人	15人	20人	30人
指導員	2人	3人	4人	6人



### 加配の例

- ・ 就労援助員（定着支援、職場開拓担当）
- ・ 準備訓練担当の指導員
- ・ 委託訓練担当の指導員
- ・ 第1号職場適応援助者（ジョブコーチ）

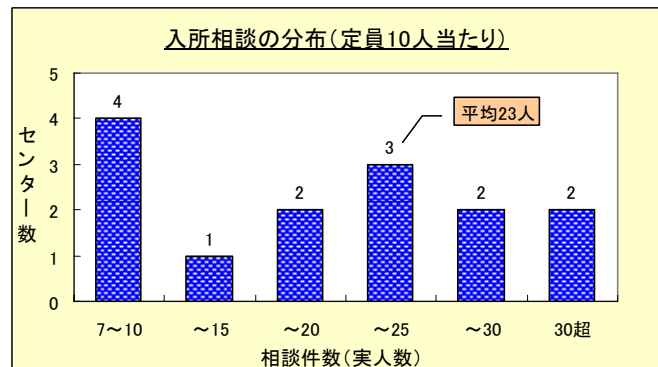
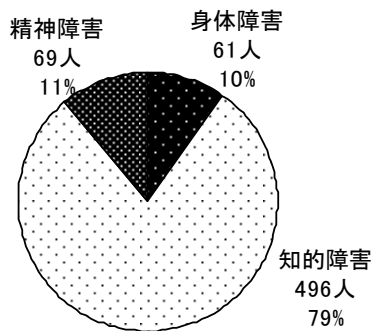
## II 業務の具体的な取組状況

### 1 利用希望者の状況

#### (1) 障害者等からの入所相談件数（実人数）

障害者や保護者等から、雇用支援センターの利用に関する相談等を受けた数は全体で 626 人。  
定員 10 人当たり 23 人。

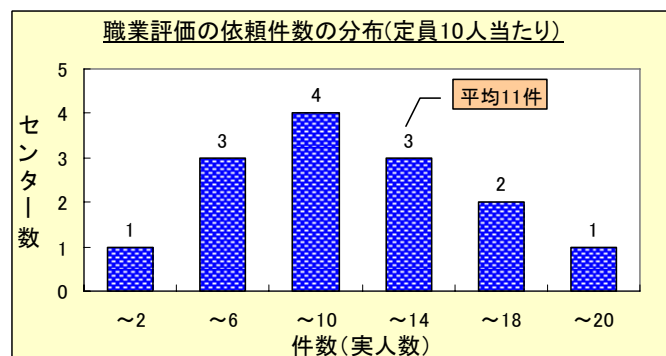
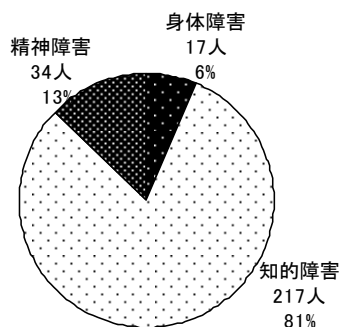
計(14センター)	身体障害	知的障害	精神障害
626 人	61 人	496 人	69 人



#### (2) 地域障害者職業センターへの職業評価の依頼件数（実人数）

雇用支援センターの利用に当たって、利用希望者の職業評価を依頼した件数は、全体で 268 人。  
定員 10 人当たり 11 人。

計(14センター)	身体障害	知的障害	精神障害
268 人	17 人	217 人	34 人



#### (3) 入所相談から利用決定までの流れ〔基本的なパターン〕

- ① 入所相談、面談（障害者本人、保護者の見学来所、支援内容の説明）
- ② 体験利用の実施（入所の意思確認）
- ③ 職業センターへ職業評価を依頼
- ④ 拡大ケース会議の開催（雇用支援センター、職業センター、ハローワーク等）
- ⑤ 利用決定

※ 体験利用(体験通所)はセンターによって1日～2週間まで幅あり。

※ ハローワークへの求職登録の時期は、入所相談があった時点、体験利用中、体験利用後、入所決定時など、センターによって異なる。

※ 拡大ケース会議後、関係市町村行政との利用者選考会議を経るセンターもあり。

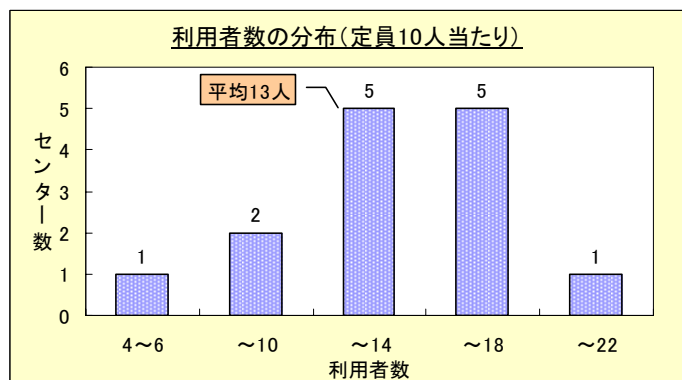
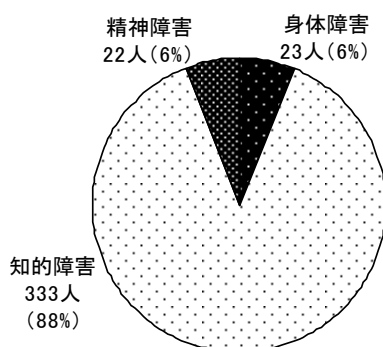
## 2 利用者（訓練生）の状況

### (1) 利用者数（在籍訓練生数）

17 年度中に在籍した訓練生の数は全体で 378 人、うち知的障害者が 9 割弱を占める。  
定員 10 人当たり 13 人。

	計(14センター)	身体障害		知的障害		精神障害
			うち重度		うち重度	
利用者数	378 人	23 人	7 人	333 人	95 人	22 人
17 年度中に新たに 入所した者	249 人	16 人	6 人	216 人	59 人	17 人
前年度から継続 利用している者	129 人	7 人	1 人	117 人	36 人	5 人

注) 17 年度に在籍した訓練生について、前年度からの継続利用者及び 17 年度中に新たに入所した者を計上しているため、定員（全体で 280 人）を上回る数字となっている。



注) 10 人を大きく上回るほど利用者の出入り(入退所)が大きいことを意味し、10 人を下回るものは定員割れを意味する。

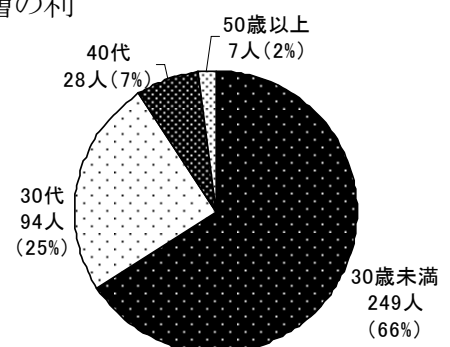
### (2) 重複障害者の状況

利用者に重複障害者がいるセンターは計 11 センターで合計 50 人。利用者全体に占める重複障害者の割合は 13%。

### (3) 利用者（378 人）の年代層

利用者のうち 30 歳未満が 2/3 弱を占めており、若年層の利用が多い。

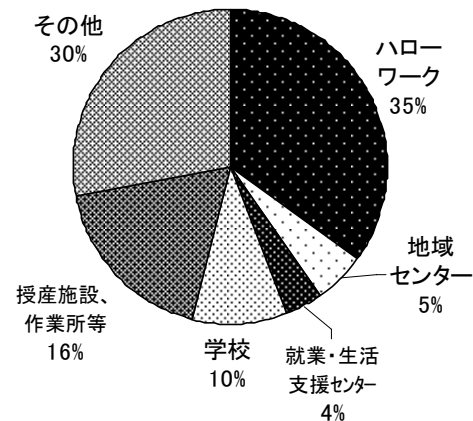
計(14センター)	378 人
30 歳未満	249 人
30 歳代	94 人
40 歳代	28 人
50 歳代	7 人



(4) 17年度に新たに入所した利用者（249人）の入所経路

ハローワーク経由が1/3と最も大きく、次いで授産施設、作業所等を経由しての利用が多い。

計(14センター)	249人
ハローワーク	87人
地域障害者職業センター	13人
障害者就業・生活支援センター	10人
出身の盲・聾・養護学校	24人
利用していた授産施設、作業所等	45人
その他	70人



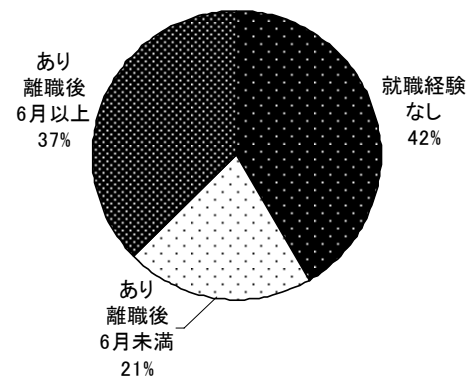
→「その他」の内訳

- ・ 直接来所
- ・ 再利用（訓練終了後就職したが離職した者）
- ・ 福祉事務所、市町村役場、更生相談所、発達障害者支援センター、社会福祉協議会
- ・ 高等学校（普通校）、専門学校
- ・ 病院

(5) 17年度に新たに入所した利用者（249人）の就職経験の有無

就職経験がない者が4割、就職経験がある者が6割となっている。就職経験がある者のうち離職後6ヶ月以上経過している者が4割弱となっている。

計(14センター)	249人
就職経験なし	104人
就職経験あり	145人
離職後6ヶ月未満	52人
離職後6ヶ月以上	93人



(6) 利用者全体（378人）のうち指定地域外からの利用者の数

指定地域外からの利用者を受け入れているセンターは計7センターで、合計34人。利用者全体に占める割合は9%。

### 3 職業準備訓練等の実施状況

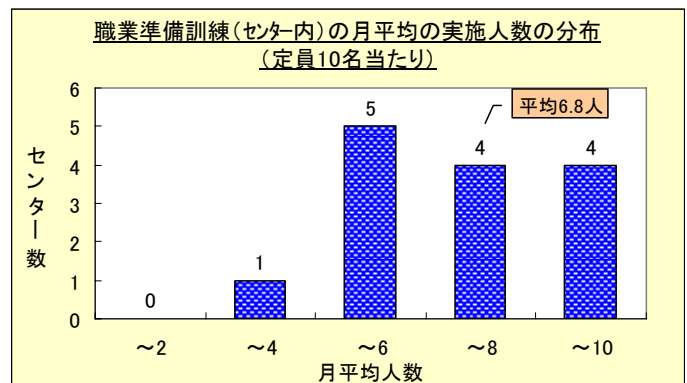
#### (1) センター内（作業室）での職業準備訓練

##### ① センター内での職業準備訓練の実施状況

各月初日現在の訓練実施者数（センター内作業室での訓練実施者数に限る。職場実習等によりセンター外に出ている者を除く。）は各月の平均で190人。

定員10人当たりの月平均の訓練者数は7人

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
186	208	200	214	211	201	202	178	170	171	170	169	190



##### ② センター内での職業準備訓練の内容

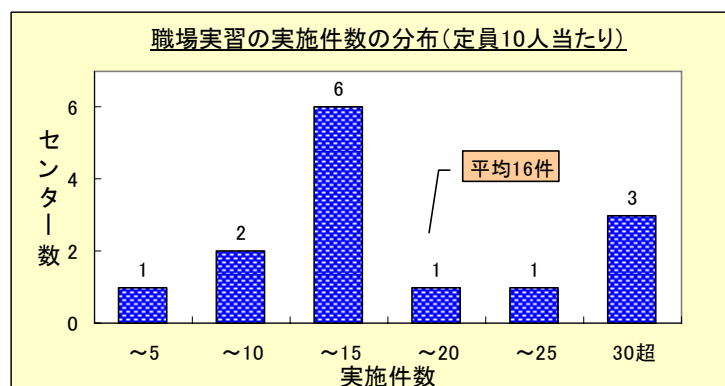
[あるセンターでの取組例]

- ・ 軽作業（組立・分解作業、計量作業）：ボールペン、ボルト・ナット、水道蛇口、テーブルタップ等
- ・ 体力維持：ストレッチ体操、ジョギング、園芸、農耕作業
- ・ 受注作業：折詰・弁当用の紙袋製作、果物クッション材の梱包、プラスチック製品のビス留め、コネクター配電部品の組立
- ・ 職業演習：面接の受け方や履歴書の書き方、仕事の選び方などの仕事に就くために必要な知識の習得
- ・ 対人技能訓練：仕事に必要なコミュニケーションスキルの習得
- ・ 生活指導：社会生活体験学習、調理実習、スポーツ余暇活動
- ・ その他：職場見学等

#### (2) 職場実習の実施状況

##### ① 職場実習の実施件数

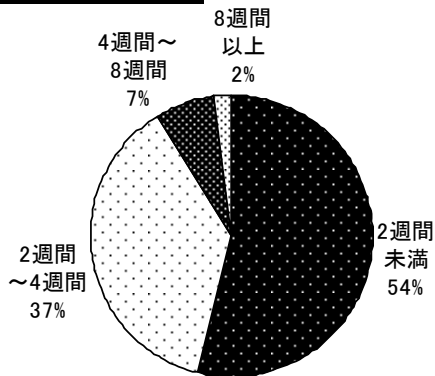
職場実習は全体で439件。定員10人当たり16件。





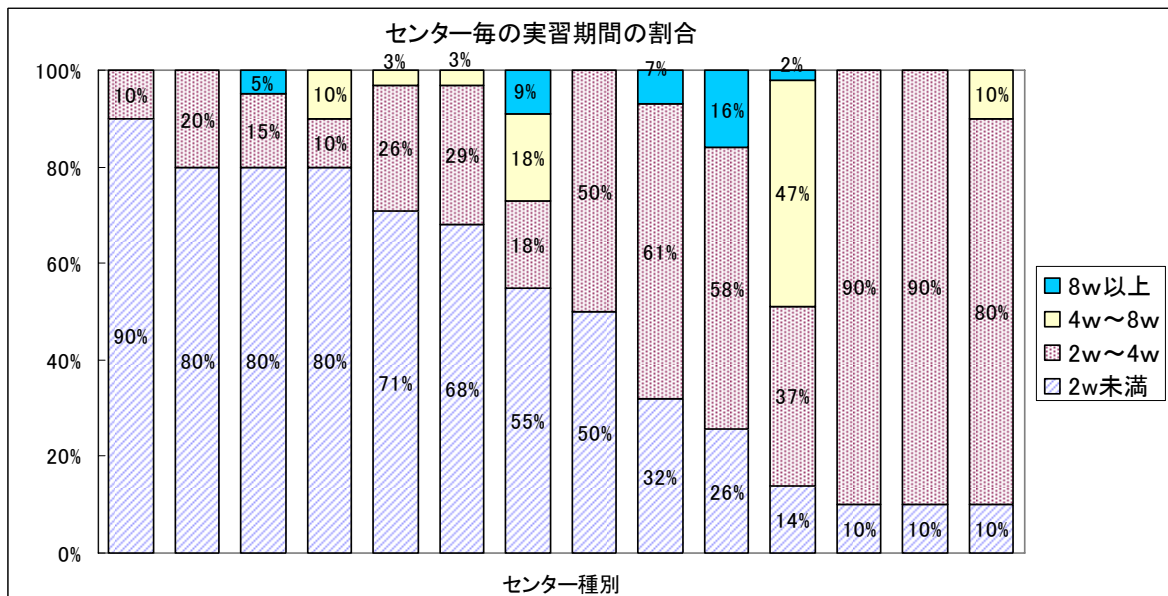
## ② 職場実習の実施期間

職場実習 1 件当たりの実施期間は、2週間未満の実習が5割以上と最も多い。次いで、2週間以上4週間未満が4割弱を占める。4週間以上は1割未満。



注) 実習1件当たりのおおよその割合から算出しているため、実数値なし。

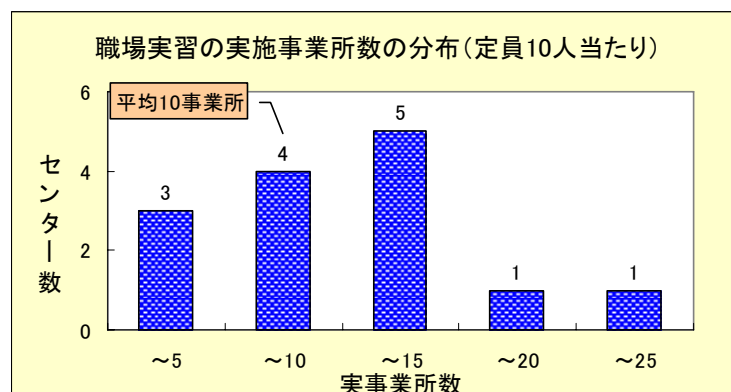
センター毎の職場実習 1 件当たりの実施期間をみると、2週間未満の実習が多いセンターと、2週間以上4週間未満が多いセンターに大別される。



## ③ 職場実習の実施事業所数 (実事業所数)

職場実習 (439 件) を実施した事業所数は 266 事業所となっており、1 事業所当たり 1.7 件の実習を依頼している。

定員 10 人当たり 10 事業所。



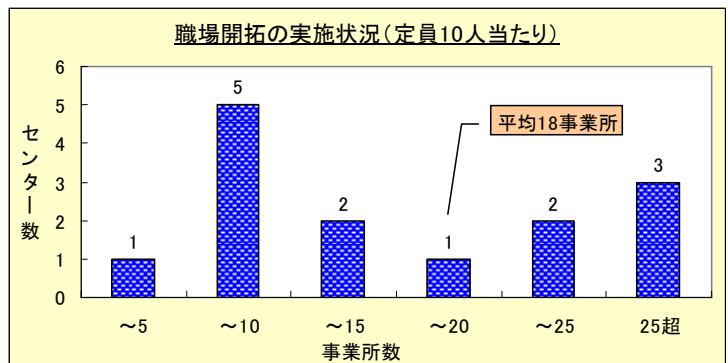
#### ④ 職場実習の内容（主な実習職種・業務）

- ・ スーパー等小売業（商品陳列・補充、段ボールの整理、清掃、販売補助）
- ・ 青果作業（皮むき、袋詰め、分別、計量）
- ・ 調理補助（食器整理・準備、接客、食器洗浄、ホール清掃）
- ・ 食品加工（計量、パック詰め、洗浄作業）
- ・ リネンサプライ、クリーニング補助（仕分け、プレス、仕上げ、ハンガー掛け、折りたたみ、包装）
- ・ 事務補助（パソコンでのデータ入力、伝票整理、シュレッダー、書類整理）
- ・ 商品管理（箱折り、袋詰め、仕分け、検品、品出し、値付け、ラベル貼り）
- ・ 倉庫作業（荷物出し、運搬、宅配便仕分け）
- ・ 梱包用段ボール結束、裁断、加工
- ・ 引越作業
- ・ カタログ袋詰め、新聞広告の折込、返品書籍の整理
- ・ 清掃作業（ビルや公共施設の会議室・食堂・トイレ・階段の清掃、ホテル客室清掃、保育園内清掃、店舗内清掃、公園清掃）
- ・ コンテナ洗浄
- ・ リサイクル業（カン、ビン、ペットボトル分別）、廃棄物の選別、産廃処理場での土壌選別
- ・ 介護補助（老人ホームでの洗濯、清掃等）
- ・ スタンド（給油、洗車）
- ・ 喫茶業務補助
- ・ 園芸（花作り）
- ・ 製造（プラスチック、金属加工、時計、自動車、金属部品、パソコン、電機部品等の組立、加工、機械オペレーター）
- ・ 金属加工（金属プレス加工、スポット溶接）
- ・ 染色仕上げ（染色加工仕上げ、検品）

#### (3) 職場開拓の実施状況

就職先及び実習先として、452 事業所の職場を開拓。

定員 10 人当たり 18 事業所を開拓。



#### (4) その他生活面での主な支援内容

- ・ 生活習慣、生活リズム、健康管理の指導（食事、選択、夜更かし）
- ・ 社会生活上のルール、マナーの指導、トラブルへの対応（金銭の使い方、悪徳商法対策、交通指導、電話・メールの使い方、男女交際等）
- ・ 交通機関、公共施設等の利用の仕方の支援
- ・ 通院、服薬等の指導、確認
- ・ 行政手続きの支援（年金手続き、ヘルパー派遣、住宅あっせん、グループホーム移行等）
- ・ 買い物支援、余暇活動支援
- ・ 家族への支援（家庭訪問など）
- ・
- \* 生活面の支援については保護者、福祉事務所、生活支援センター等と連携して支援
- \* 修了者の集いを通じて生活面も含めて相談支援

#### 4 職業準備訓練終了後の状況

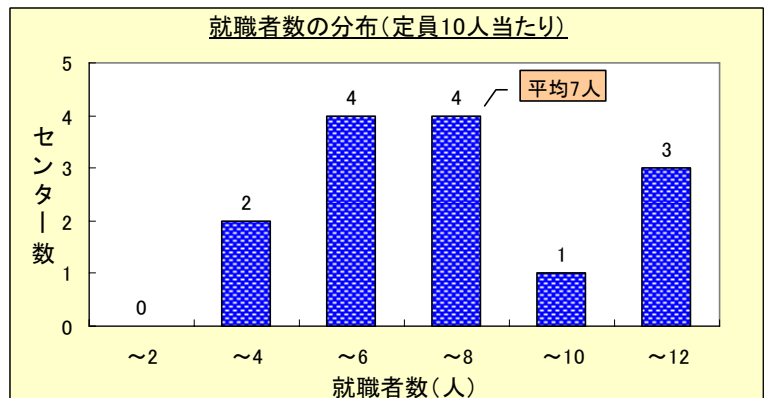
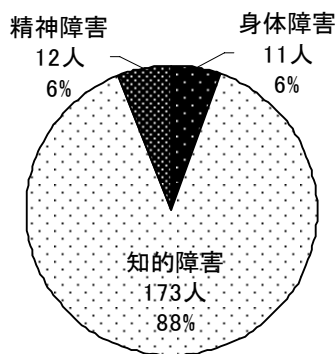
##### (1) 就職者の状況（一般雇用のみ）

###### ① 就職者数

17 年度中に就職した訓練生の数は全体で 196 人。就職者の障害種別の構成比は訓練生の同様の割合となっている。

定員 10 人当たり 7 人が就職。

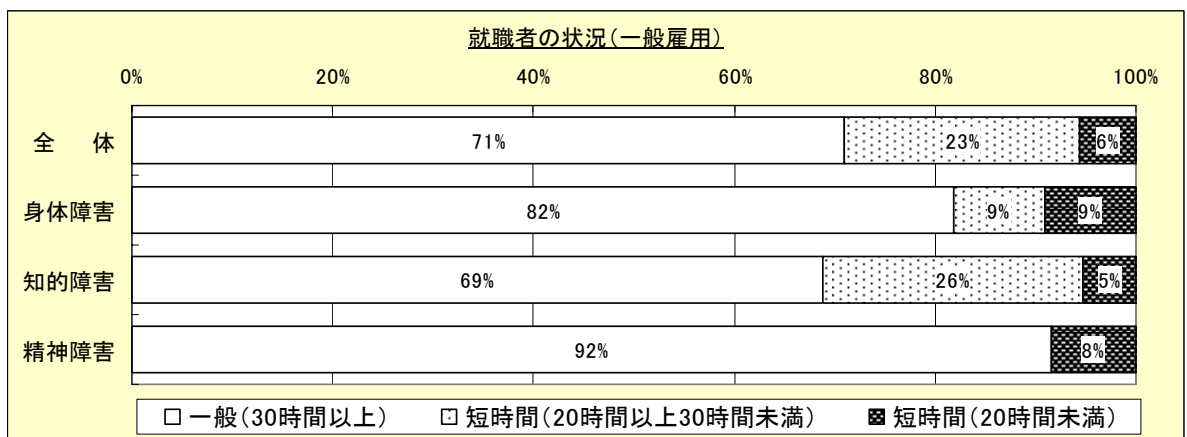
計(14セクター)	身体障害		知的障害		精神障害
		うち重度		うち重度	
196 人	11 人	5 人	173 人	61 人	12 人



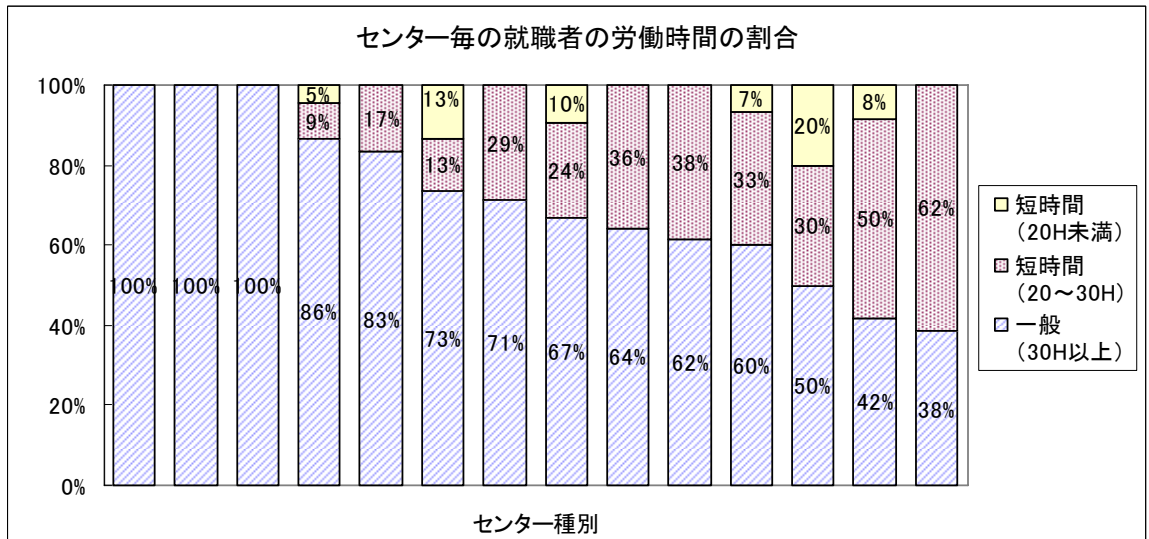
###### ② 障害種別・就業時間別の就職者数

就職者の就業時間については、約7割が一般（30 時間以上）で就職している。また、30 時間未満の短時間勤務のほとんどが知的障害者となっている。

	計(14セクター)	身体障害		知的障害		精神障害
			うち重度		うち重度	
就職者の計	196 人	11 人	5 人	173 人	61 人	12 人
一般 (30 時間以上)	139 人	9 人	5 人	119 人	43 人	11 人
短時間 (20 時間以上 30 時間未満)	46 人	1 人	0 人	45 人	14 人	0 人
短時間 (20 時間未満)	11 人	1 人	0 人	9 人	4 人	1 人



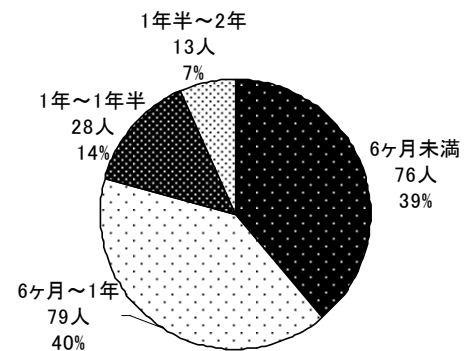
センター毎の就職者の就業時間をみると、30 時間以上の一般の労働者が 5 割を超えるセンターがほとんどであるが、30 時間未満の短時間の労働者が 5 割を超えるセンターもある。



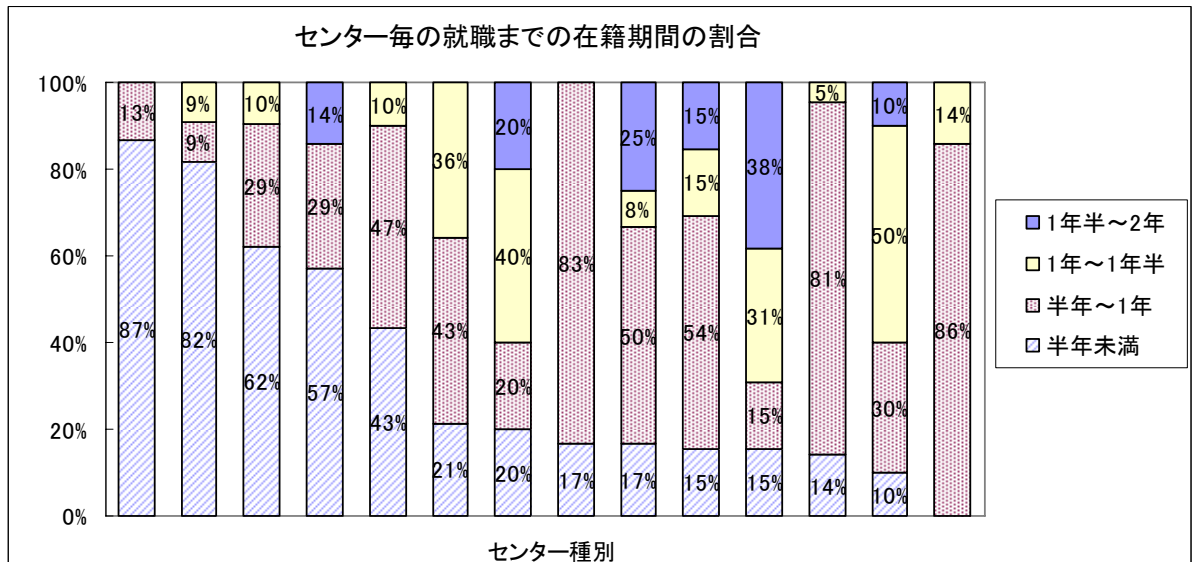
③ 就職者（196 人）のセンターへの在籍期間（訓練期間）

利用者の約 8 割がセンター利用開始後 1 年以内で就職できており、そのうち約 4 割は半年以内に就職している。一方で、1 年を超える者は約 2 割いる。

14 センター計	196 人
入所後～6ヶ月未満	76 人
6ヶ月以上～1年未満	79 人
1年以上～1年6ヶ月以上	28 人
1年6ヶ月以上～2年	13 人



センター毎の就職までの在籍期間をみると、半年未満で就職する者が 5 割以上いるセンターと、半年以上 1 年未満で就職する者が 5 割近くいるセンターと、就職まで 1 年以上かかる者が 5 割以上いるセンターの 3 パターンに大別できる。

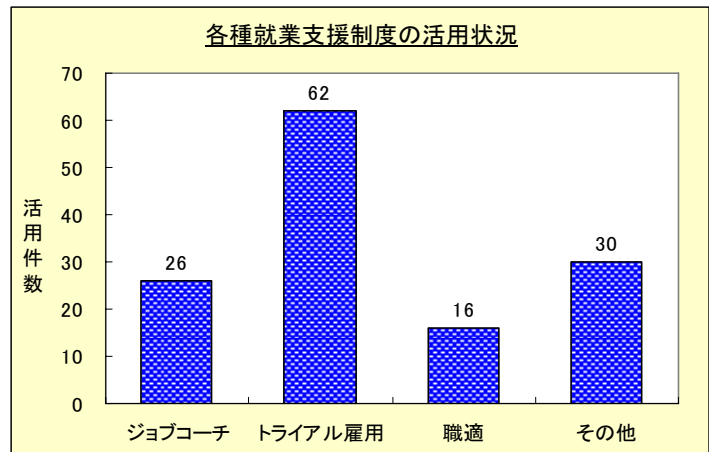


④ 就職者（196人）の就職時における各種就業支援制度の活用状況

支援制度	活用件数	活用したセンター数
地域センターのジョブコーチ支援事業 又は第1号職場適応援助者助成金	26件	8カ所
トライアル雇用事業	62件	12カ所
職場適応訓練	16件	4カ所
その他の支援制度	30件	5カ所

→「その他」の内容

- ・ 自治体独自の実習奨励金制度
- ・ 障害者雇用支援センターと事業所の契約による実習制度「職場体験実習」
- ・ 特定求職者雇用開発助成金



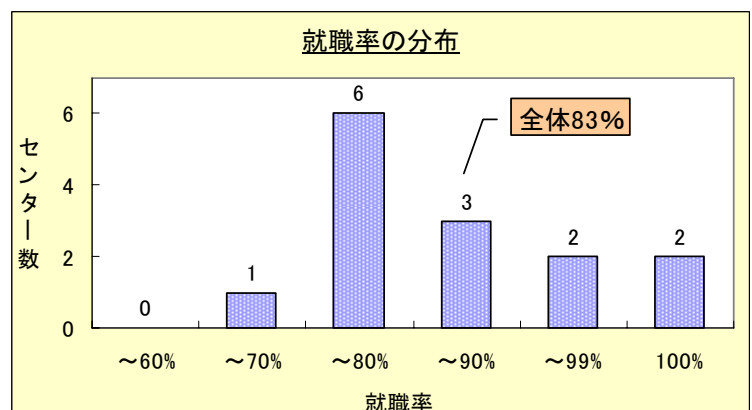
⑤ 修了者に占める就職者の割合（就職率）

訓練修了者に対する就職者の割合（就職率）は83%となっている。

センター毎にみると、最大で100%、最小で68%となっている。

修了者（14センター）	就職者	就職以外の退所者	就職率
236人	196人	40人	83%

注) 就職以外の退所者の中には、利用期間満了等で17年度中に退所し、18年度に就職した者も含まれる。



## (2) 退所者のうち就職以外の者の進路

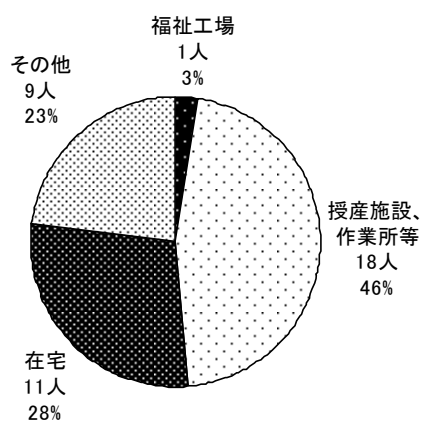
訓練修了者のうち 39 名 (17%) が退所 (就職者を除く。) しており、その約半分が福祉施設等の利用へ移行している。

定員 10 人当たり 1.4 人が就職以外で退所。

計 (14 センター)	39 人
福祉工場への就職	1 人
授産施設、作業所等	18 人
在宅	11 人
その他	9 人

→ 「その他」の内容

- ・ 専門学校入学、高等学校編入
- ・ ホームヘルパー清掃基礎講座受講
- ・ 病気療養、病院入院
- ・ 出産に伴う家事専念
- ・ ハローワークで求職活動、就業・生活支援センターの利用



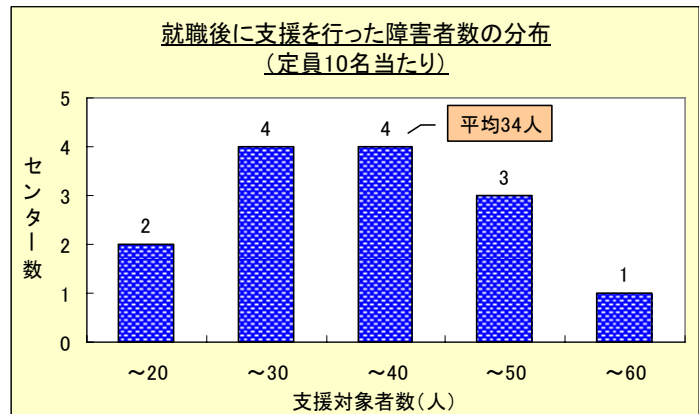
## 5 就職後の支援の実施状況

### (1) 就職後の支援を行った障害者数（実人数）

センター業務開始以降に就職させた障害者延べ 950 人に対して定着支援を行っており、そのうち、16年度以前に就職した者が8割を占める。

定員 10 人当たり 34 人の職場定着支援を実施。

計(14センター)	950人 (100%)
17年度に就職した者	194人 (20%)
16年度以前に就職した者	756人 (80%)



### (2) 就職後の障害者に対する支援件数

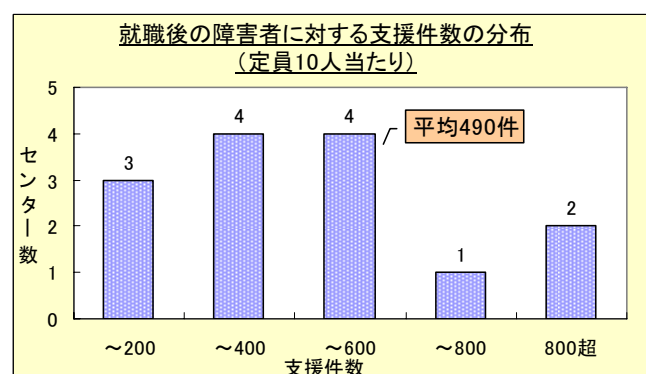
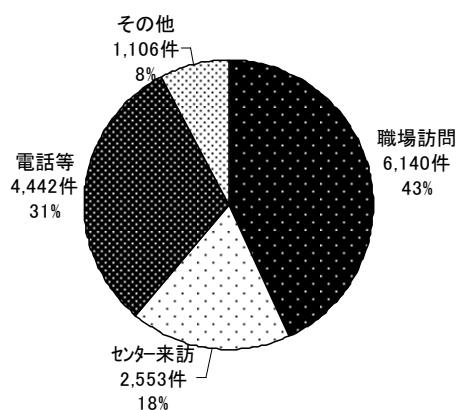
就職後の支援は全体で 14,241 件実施しており、うち職場訪問による支援が全体の4割強を占める。

定員 10 人当たり 490 件の支援を実施。

計(14センター)	14,241件
職場訪問による支援	6,140件
センターへの来訪による相談支援	2,553件
電話等による相談支援	4,442件
その他	1,106件

→「その他」の内容

- ・ 再訓練（職場に籍を置いたまま）
- ・ 来所面談日を設けての相談支援、福祉団体行事時における相談、同窓会での相談、ピアカウンセリング
- ・ 関係機関とのケース会議
- ・ 家庭訪問

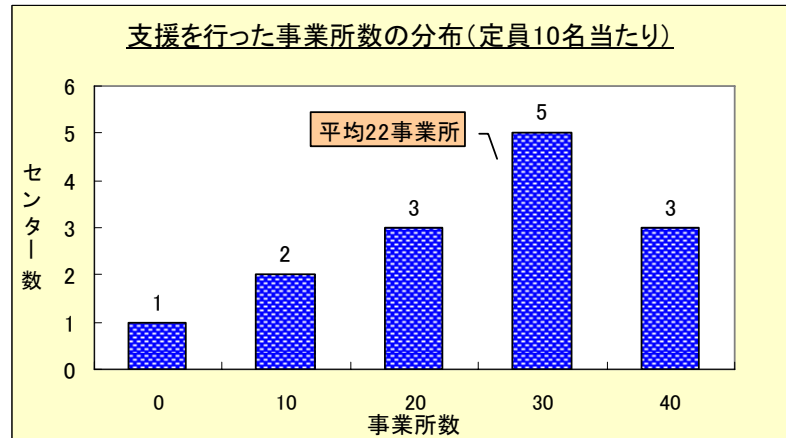


## 6 障害者を雇用する事業所に対する支援

### (1) 支援を行った対象事業所数

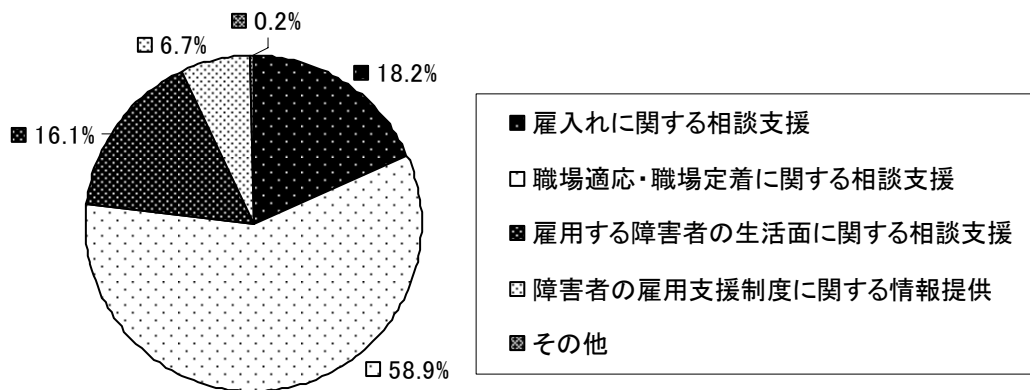
586 事業所に対して支援を実施。

定員 10 人当たり 22 事業所に対して支援。



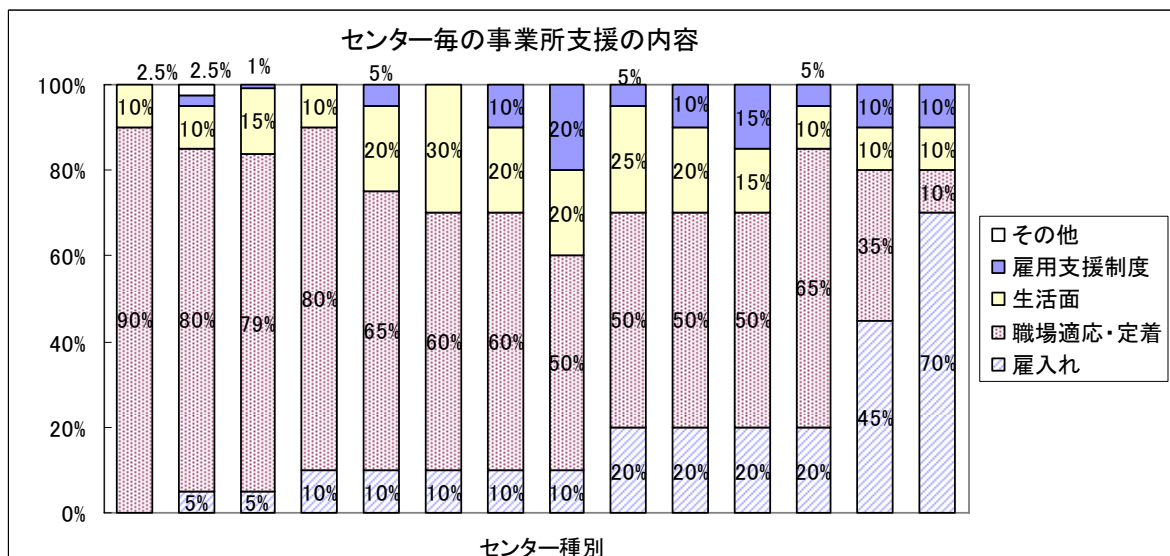
### (2) 事業所に対する支援内容

事業所に対する支援の約 6 割が職場適応・職場定着に関するものとなっている。



注) おおよその割合から算出したため、実数値なし。

センター毎に支援内容の割合をみると、ほとんどのセンターにおいて職場適応・職場定着に関する支援が最も大きくなっている。



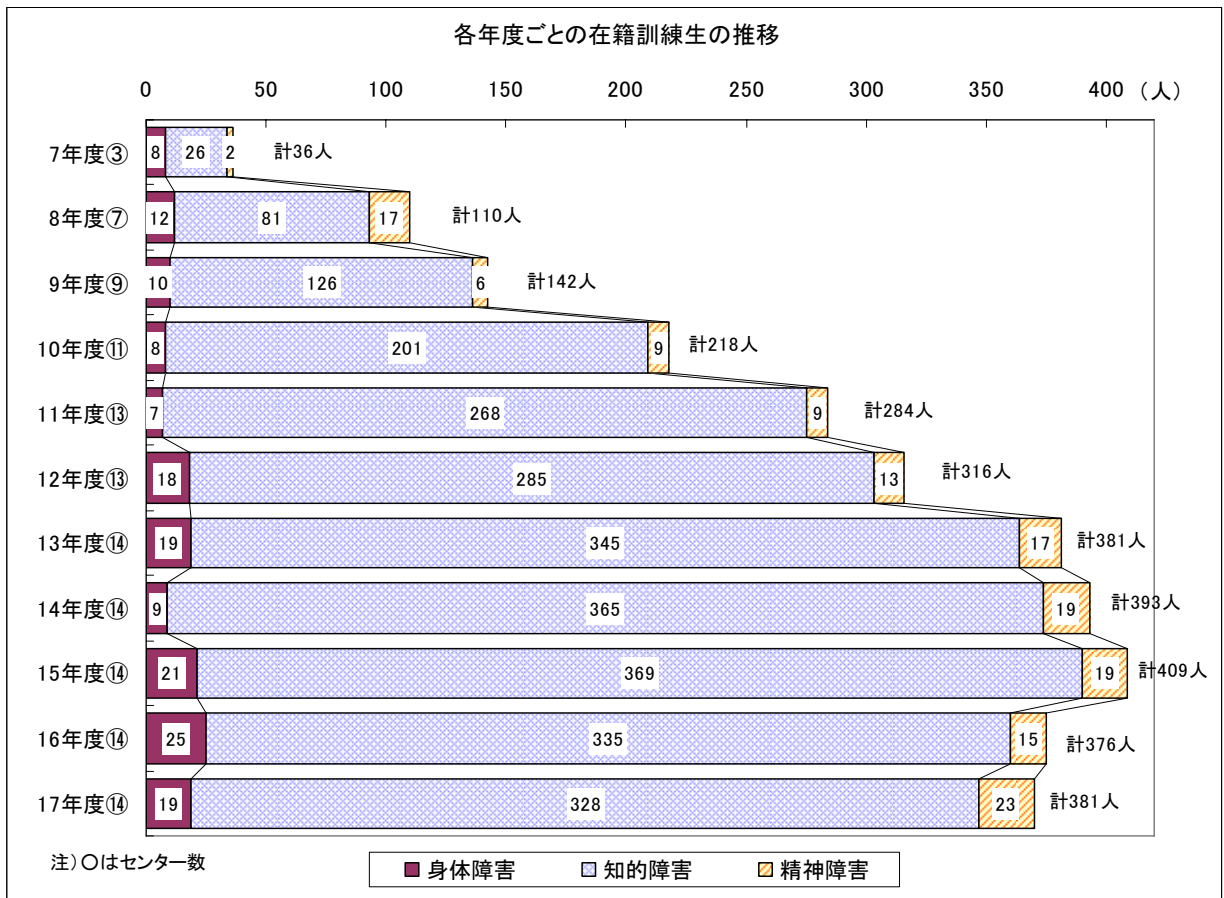


## 7 余暇活動支援その他の活動

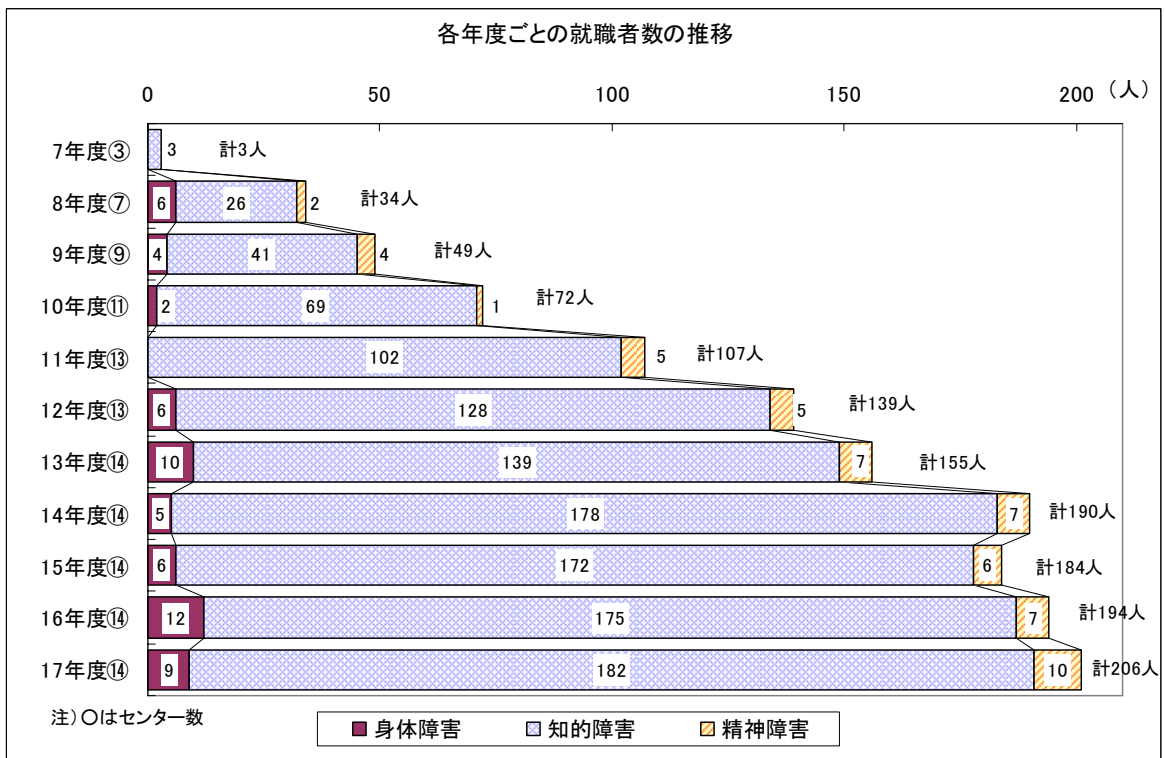
- 余暇活動支援：季節行事（お花見、七夕飾り等）、映画・音楽・美術館での絵画鑑賞、旅行・キャンプ、スポーツ交流会、カラオケ大会、ボウリング、料理、工芸、手芸教室
- 同窓会、保護者交流会、障害者地域交流集会の開催、年数回の住民との懇談会
- 買い物支援
- 資格取得支援
- 障害者技能大会への参加
- 駅舎及び周辺警備の手伝い

### Ⅲ 平成 17 年度までの取組の推移

#### 1 在籍訓練生の推移

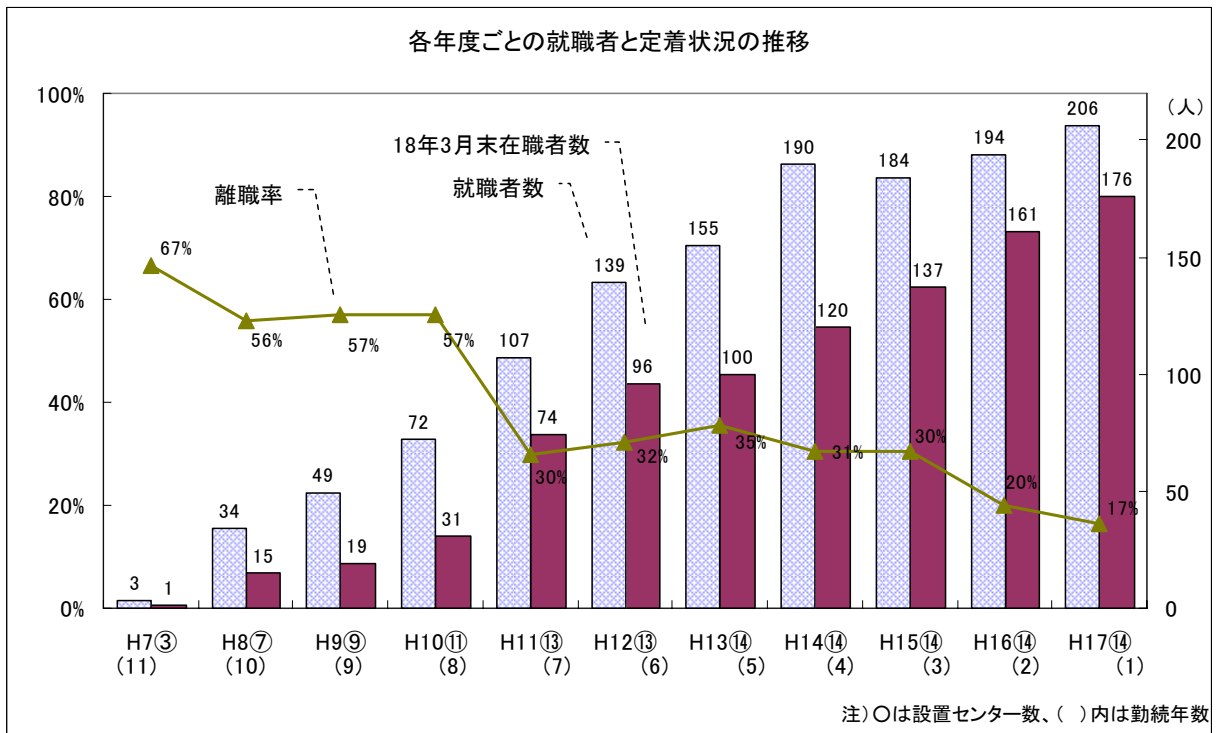


#### 2 就職者数の推移

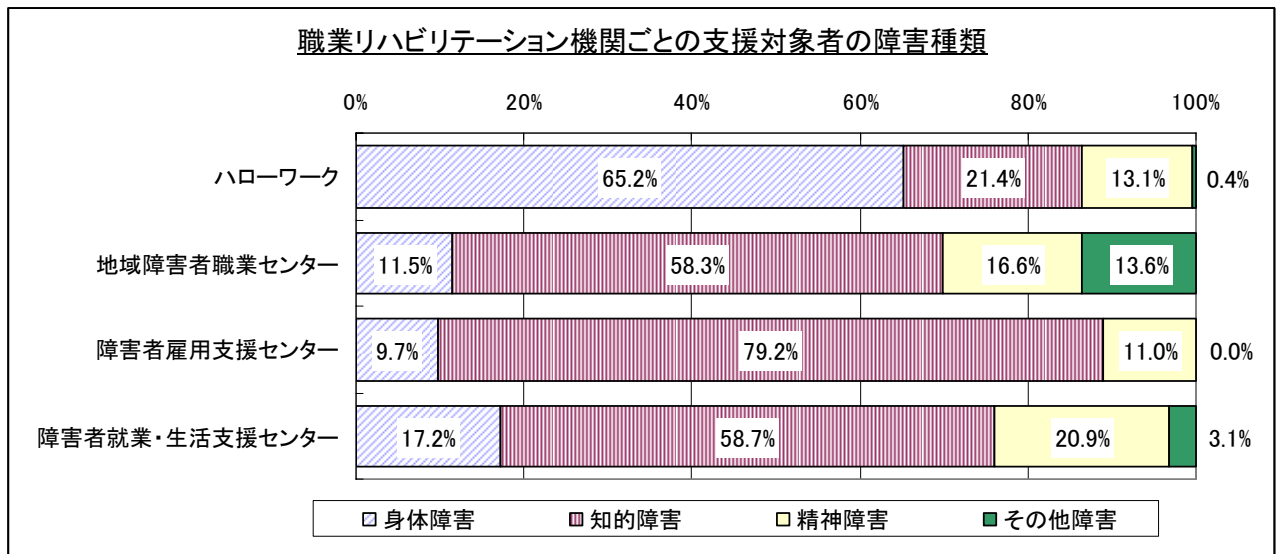


### 3 就職者数と定着状況の推移

各年度ごとの就職者数と18年3月末時点の在職状況及び離職率。



### IV 雇用支援センターと他の職業リハビリテーション機関の支援対象者の比較



注) 各機関における支援対象者は次のとおり。  
 ハローワーク : 新規求職申込み件数  
 地域障害者職業センター : 利用者数  
 障害者雇用支援センター : 訓練生  
 障害者就業・生活支援センター : 登録障害者数

## V センター業務以外の就労支援の取組

(センター業務以外で法人が行っている障害者の就労支援の取組)

### (1) 第1号職場適応援助者の配置（第1号職場適応援助者助成金の活用）

第1号職場適応援助者を配置し、ジョブコーチ支援を行っている法人は、5カ所。

### (2) 障害者委託訓練の受託実施

障害者委託訓練（障害者の態様に応じた多様な委託訓練）を受託実施している法人は、2カ所。

### (3) 自治体単独事業の受託実施

都道府県又は市区町村から障害者の就労支援に関わる事業を受託実施している法人は、4カ所。

[内容]

- ・ 障害者の就労先の開拓、就労に関する情報収集、就職に向けた訓練等の障害者の就労支援事業を受託実施。
- ・ 就職に向けた職場実習、インターンシップを受け入れる事業主に対して謝金を支給する「障害者トライ WORK 推進事業」を受託実施。
- ・ 施設内外で清掃訓練等を行い一般就労に結びつける「職業自立訓練事業」を受託実施。
- ・ 就職を希望する障害者に対し、ハローワークをはじめとする関係機関や企業等と連絡調整をしながら就職や訓練に向けた支援を行う「障害者雇用コーディネート事業」を受託実施。

### (4) 法人の独自事業

法人単独で障害者の就労支援を行っている法人は、1カ所。

[内容]

- ・ 雇用支援センターの利用期間を満了しても就職に至らず、一般企業での就労に向けた意欲のある人を対象に、就職に向けたトレーニング機会を提供する就労支援事業を実施。

## 障害者雇用支援センターに関する条文

### 障害者の雇用の促進等に関する法律（抄）

#### 第四節 障害者雇用支援センター

##### （指定）

**第二十七条** 都道府県知事は、職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者（以下この節において「支援対象障害者」という。）の職業の安定を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、市町村（特別区を含む。）の区域（当該地域における支援対象障害者の住居とその就業の場所との地理的關係その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従い、同条第一号から第五号までに掲げる業務の円滑な運営を確保するために必要と認められる場合には、都道府県知事が指定する二以上の市町村の区域）に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者（以下「障害者雇用支援センター」という。）の名称及び住所並びに事務所の所在地並びに当該指定に係る地域を公示しなければならない。

3 障害者雇用支援センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

##### （業務）

**第二十八条** 障害者雇用支援センターは、前条第一項の規定による指定に係る区域において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 支援対象障害者に対して、その障害の種類及び程度に応じ、必要な職業準備訓練を行うこと。

二 前号の職業準備訓練を受けた後職業に就いた支援対象障害者に対して、必要な助言その他の援助を行うこと。

三 第一号の職業準備訓練を受けた支援対象障害者を雇用し、又は雇用しようとする事業主に対して、当該支援対象障害者の雇用に必要な障害者の雇用管理に関する事項についての助言その他の援助を行うこと。

四 支援対象障害者の通勤への同行その他の支援対象障害者が職業に就くことに伴い必要となる介助等の支援を行う者（以下この条において「障害者雇用支援者」という。）に関する情報を収集し、及び整理すること。

五 第二号及び第三号に掲げるもののほか、事業主、支援対象障害者その他の関係者に対して、前号の規定により収集し、及び整理した障害者雇用支援者に関する情報を提供すること。

六 障害者雇用支援者に対して、第四号の支援を適切に行うために必要な知識及び技能を習得させるための研修を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、支援対象障害者がある職業生活における自立を図るために必要な業務を行うこと。

##### （地域障害者職業センターとの関係）

**第二十九条** 障害者雇用支援センターは、地域障害者職業センターの行う支援対象障害者に対する職業評価に基づき、前条第一号から第三号までに掲げる業務を行うものとする。

##### （事業計画等）

**第三十条** 障害者雇用支援センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 障害者雇用支援センターは、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

**(監督命令)**

**第三十一条** 都道府県知事は、この節の規定を施行するために必要な限度において、障害者雇用支援センターに対し、第二十八条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

**(指定の取消し等)**

**第三十二条** 都道府県知事は、障害者雇用支援センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第二十七条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

- 一 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 二 指定に関し不正の行為があつたとき。
- 三 この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により、指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

## **第二節 障害者雇用調整金の支給等及び障害者雇用納付金の徴収**

### **第一款 障害者雇用調整金の支給等**

**(納付金関係業務)**

**第四十九条** 厚生労働大臣は、身体障害者又は知的障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、次に掲げる業務（以下「納付金関係業務」という。）を行う。

＜第一項第一号から第七号まで 省略＞

八 障害者雇用支援センターに対して、身体障害者又は知的障害者の雇用の促進又は継続に係る第二十八条第一号に掲げる業務（前号の教育訓練に該当するものを除く。）及び同条第二号から第七号までに掲げる業務に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

＜第八号の二以降 省略＞

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする。

**(助成金の支給)**

**第五十一条** 機構は、厚生労働省令で定める支給要件、支給額その他の支給の基準に従って第四十九条第一項第二号から第八号までの助成金を支給する。

2 前項の助成金の支給については、身体障害者又は知的障害者の職業の安定を図るため講じられるその他の措置と相まって、身体障害者又は知的障害者の雇用が最も効果的かつ効率的に促進され、及び継続されるように配慮されなければならない。

**(資料の提出等)**

**第五十二条** 機構は、第四十九条第一項第十号に掲げる業務に関して必要な限度において、事業主に対し、身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用の状況その他の事項についての文書その他の物件の提出を求めることができる。

2 機構は、納付金関係業務に関し必要があると認めるときは、事業主、その団体、第四十九条第一項第四号のニに規定する法人又は同項第七号ロからニまでに掲げる法人（第八十二条第一項において「事業主等」という。）に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

## 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（抄）

### 第三節 障害者雇用支援センター

#### （法第二十七条第一項の厚生労働省令で定める基準）

**第四条の六** 法第二十七条第一項の厚生労働省令で定める基準は、都道府県知事が指定ようとする二以上の市町村の区域が次に掲げる要件に該当することとする。

- 一 当該二以上の市町村の区域が近接し、かつ、当該区域に法第二十七条第一項に規定する支援対象障害者（次号において「支援対象障害者」という。）が相当数存在すること。
- 二 当該二以上の市町村の区域において法第二十八条第一号から第五号までに掲げる業務が行われる場合には、単一の市町村の区域において当該業務が行われる場合に比し、支援対象障害者の住居とその就業の場所との地理的關係等にかんがみ、当該業務がより効率的に行われる見込みがあること。

#### （指定の申請）

**第四条の七** 法第二十七条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
  - 二 代表者の氏名
  - 三 事務所の所在地
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
- 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - 二 資産の総額並びにその種類及びこれを証する書類
  - 三 法第二十八条に規定する業務に関する基本的な計画
  - 四 役員の氏名及び略歴を記載した書面

#### （名称等の変更の届出）

**第四条の八** 法第二十七条第三項の規定による届出をしようとする同条第二項に規定する障害者雇用支援センター（以下「障害者雇用支援センター」という。）は、次の事項を記載した書面を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 変更後の名称若しくは住所又は事務所の所在地
- 二 変更しようとする日
- 三 変更の理由

#### （事業計画書等の提出）

**第四条の九** 法第三十条第一項前段の事業計画書及び収支予算書の提出は、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）行わなければならない。

- 2 障害者雇用支援センターは、法第三十条第一項後段の規定により事業計画書又は収支予算書を変更したときは、遅滞なく、変更した事項及びその理由を記載した書面を都道府県知事に提出しなければならない。
- 3 法第三十条第二項の事業報告書及び収支決算書の提出は、毎事業年度終了後三月以内に行わなければならない。

## 第二節 障害者雇用調整金の支給等及び障害者雇用納付金の徴収

### 第一款 障害者雇用調整金の支給等

#### (法第四十九条第一項第八号の助成金)

第二十二条の四 法第四十九条第一項第八号の助成金は、障害者雇用支援センター助成金とする。

#### (障害者雇用支援センター助成金)

第二十二条の五 障害者雇用支援センター助成金は、次の各号のいずれかに該当する障害者雇用支援センターに対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。

- 一 法第二十八条第一号に掲げる業務(法第四十九条第一項第七号の教育訓練に該当するものを除く。第三号において同じ。)のうち法第二十条第五号イに規定する職業準備訓練(第三十六条において「職業準備訓練」という。)を行う業務及び同条第二号から第七号までに掲げる業務(以下この条において「自立支援業務」という。)を行うための施設又は設備の設置、整備又は更新を行うものであること。
  - 二 自立支援業務を行うものであること。
- 2 障害者雇用支援センター助成金の額その他必要な事項については、前項各号に掲げる障害者雇用支援センターの区分に応じ、それぞれ厚生労働大臣の定めるところによる。